

東京都北区立堀船中学校等複合施設

新築基本構想・基本計画

令和5年6月

北区教育委員会

目 次

1	施設整備に関する状況	1
1-1	複合施設建設の経緯	1
1-2	各施設の概要	2
	(1) 堀船中学校	2
	(2) 堀船地域振興室	7
	(3) 堀船ふれあい館	9
	(4) 区民向け温水プール	11
1-3	計画地周辺の状況	12
2	建築に関わる諸条件	13
2-1	敷地の現況	13
2-2	敷地の写真	15
3	堀船中学校等複合化計画	18
4	施設構想	21
4-1	施設構想の考え方	21
4-2	整備コンセプト	21
4-3	整備方針	22
5	施設計画	25
5-1	施設ブロックの構成	25
5-2	施設構成及び規模	29
5-3	関係法令等	32

1 施設整備に関する状況

1-1 複合施設建設の経緯

【学校の改築について】

北区では、老朽化が進み更新時期を迎える学校施設について、児童・生徒の教育環境の向上を図り、快適で安全な学校生活を実現するために、平成17年以降、主に中学校の適正配置を機会に学校施設の改築を計画的に推進している。

令和2年3月に策定した「北区立小・中学校長寿命化計画」に基づき、中学校優先の改築着手の考え方から、令和2年度の新規着手校として堀船中学校の事業化が決定した。

その後、令和3年度当初予算における、新型コロナウイルス感染症の影響による緊急的な財源対策により、一時的に事業着手を繰延べていたが、令和4年度からの事業再開の方針を打ち出している。

なお、令和5年6月現在、小学校5校、中学校9校の改築を終え、現在も施設一体型小中一貫校1校の新築工事を進めている。また、中学校1校のリノベーションモデル事業を終え、現在も小学校2校のリノベーション工事を進めている。

【北区公共施設再配置方針について】

現在、北区は多くの公共施設を保有しており、昭和56年以前に建設された旧耐震基準の施設は全体の6割を占め、老朽化が進んでいる。

今後、このような公共施設の建替えや改修など、多額の更新費用が必要となるが、財政状況が厳しさを増す中、現状のまま施設を維持し続けていくことが困難な状況となっている。

そこで、平成25年7月に策定した「北区公共施設再配置方針」では、学校施設をはじめとする公共施設の建替えの際には、周辺公共施設との集約化・複合化を検討し、公共施設の総量を抑制しながら、公共サービスの水準の維持や教育環境の向上を図ることとした。

【複合施設建設について】

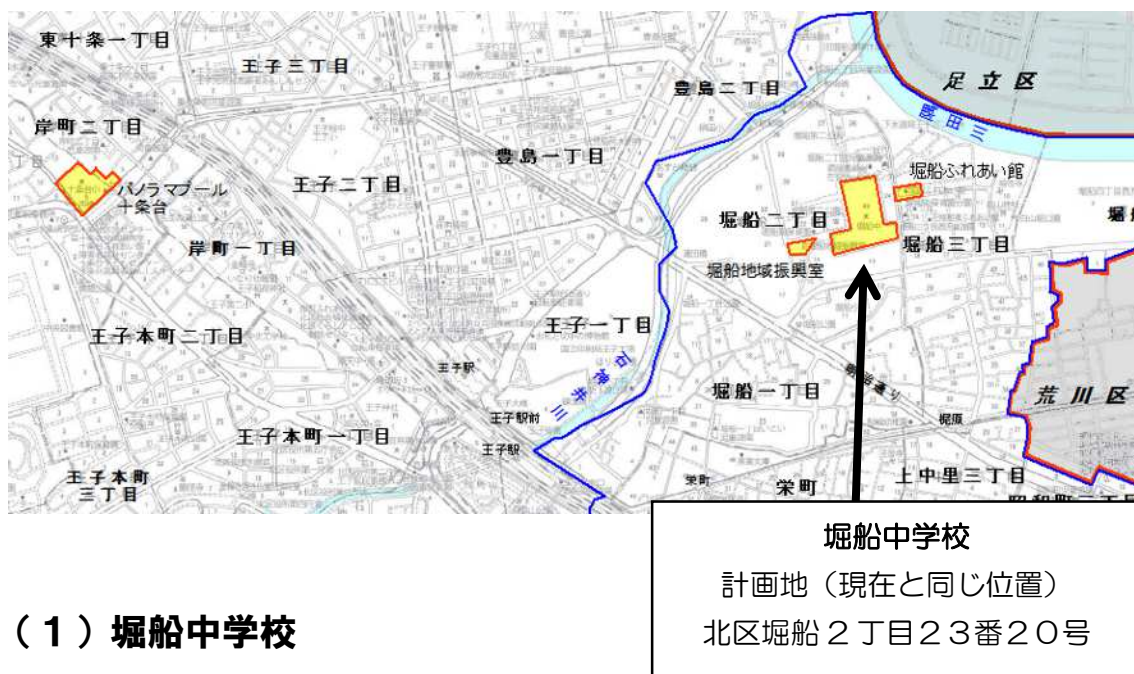
堀船中学校の改築にあたり、質の高い教育環境を実現するとともに、生涯スポーツの推進や、地域の振興・活性化にも貢献する拠点となることを目的として、周辺にある「堀船地域振興室」、「堀船ふれあい館」及び「区民向け温水プール」を集約し、複合施設として建設する。

1-2 各施設の概要

堀船中学校等複合施設の建設にあたっては、一つの建物に以下の施設を併設（合築）する。

なお、複合施設建設に係る計画や設計上の留意事項については「堀船中学校等複合化計画」（令和4年3月2日策定）に基づくものとする。

- 堀船中学校（現地改築）
- 堀船地域振興室（移設）
- 堀船ふれあい館（移設）
- 区民向け温水プール（パノラマプール十条台）（移設）



(1) 堀船中学校

①沿革

昭和29年度	開校
43年度	現在の校舎竣工
51年度	現在の体育館竣工
54年度	特別教室棟竣工
平成2年度	校舎大規模改造工事完了
10年度	校舎耐震補強工事完了
26年度	創立60周年

②施設概要

(1) 所在地	北区堀船2丁目23番20号
(2) 敷地面積	12,260.72㎡
(3) 延床面積	7,533.24㎡

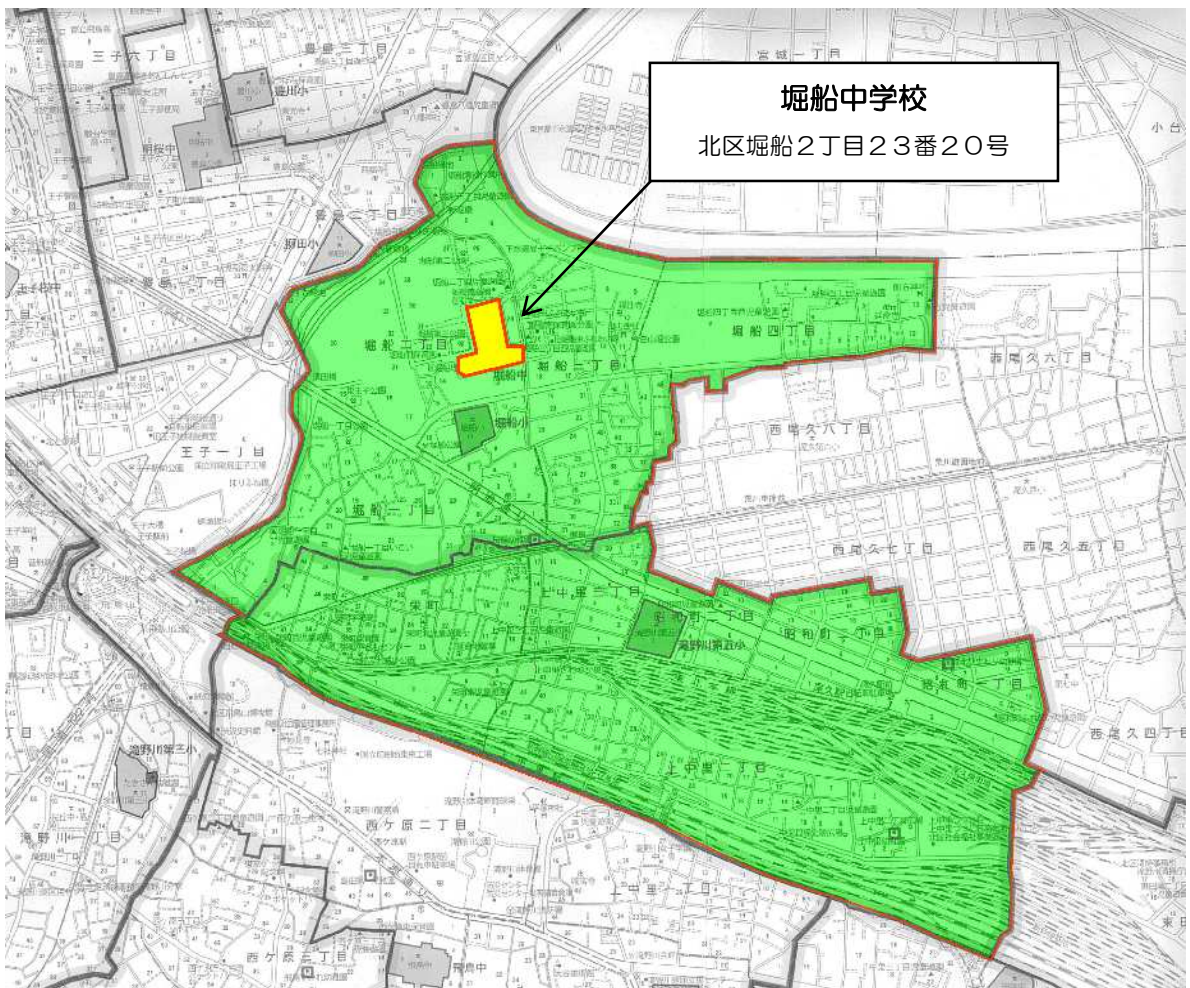
- (4) 施設構造 鉄筋コンクリート造4階建
- (5) 施設内容 校舎面積6,509.58㎡ 運動場面積6,593㎡
普通教室7、特別教室（理科室2、技術室2、家庭科室2、音楽室、美術室、図書室、ランチルーム他）、特別支援学級、給食室、職員室、校長室、事務室、主事室他
- (6) 開校年月日 昭和29年4月1日
- (7) 建設年度 昭和43年度

③通学区域

堀船中学校の通学区域は以下の区域である。（令和5年6月現在）

- 堀 船 1丁目、2丁目、3丁目、4丁目
- 上中里 2丁目、3丁目
- 昭和町 1丁目、2丁目、3丁目
- 栄 町

通学区域図



④生徒数の推計

建築する新校舎の規模、教室数等を計画するため、堀船中学校の生徒数及び学級数を推計する。同校を学区とする2つの区立小学校の推計値から、将来的な堀船中学校の学校規模は大きくなることが予想される。

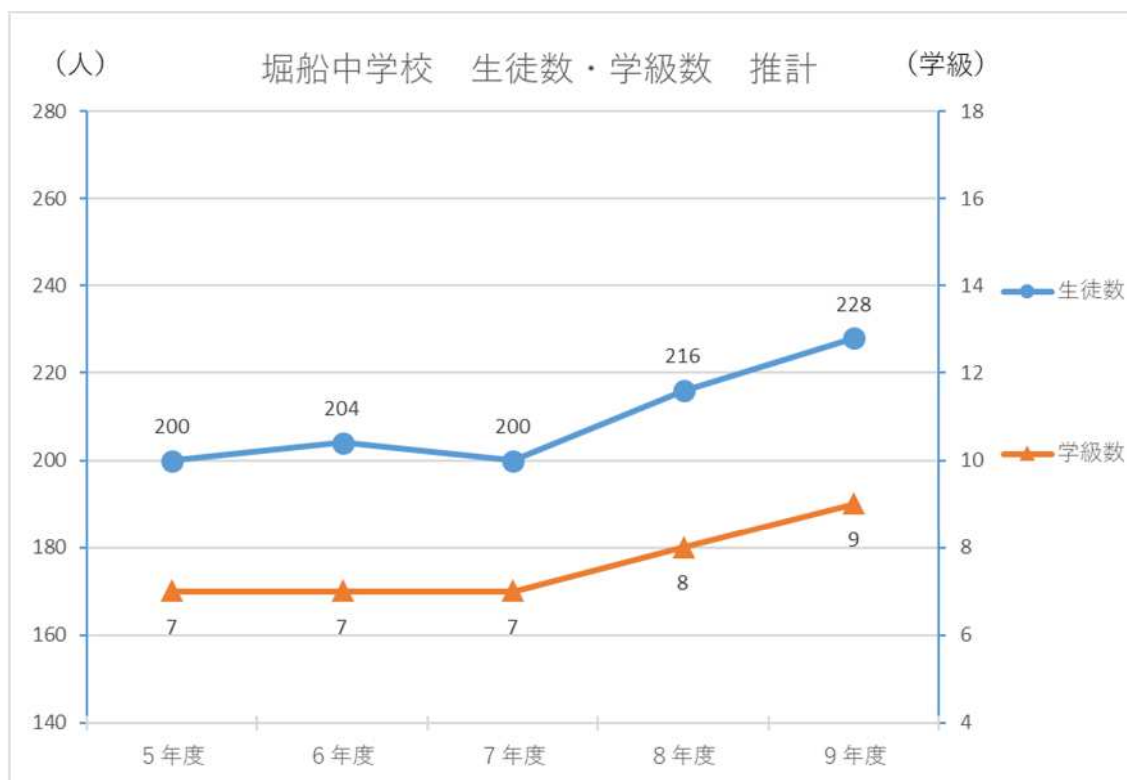
ア) 堀船中学校 生徒数及び学級数推計

令和	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
学年	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1年	53	2	66	2	65	2	80	3	78	3
2年	68	2	64	2	65	2	65	2	79	3
3年	71	2	67	2	63	2	64	2	64	2
計	192	6	197	6	193	6	209	7	221	8
特別支援学級	8	1	7	1	7	1	7	1	7	1
総計	200	7	204	7	200	7	216	8	228	9

※令和5年度の数値は令和5年5月1日現在の実数。

令和6年度以降は令和4年度教育人口等推計（東京都教育庁）を基に作成。

令和8年度以降、1年生は35人学級、令和9年度以降、2年生も35人学級で推計。



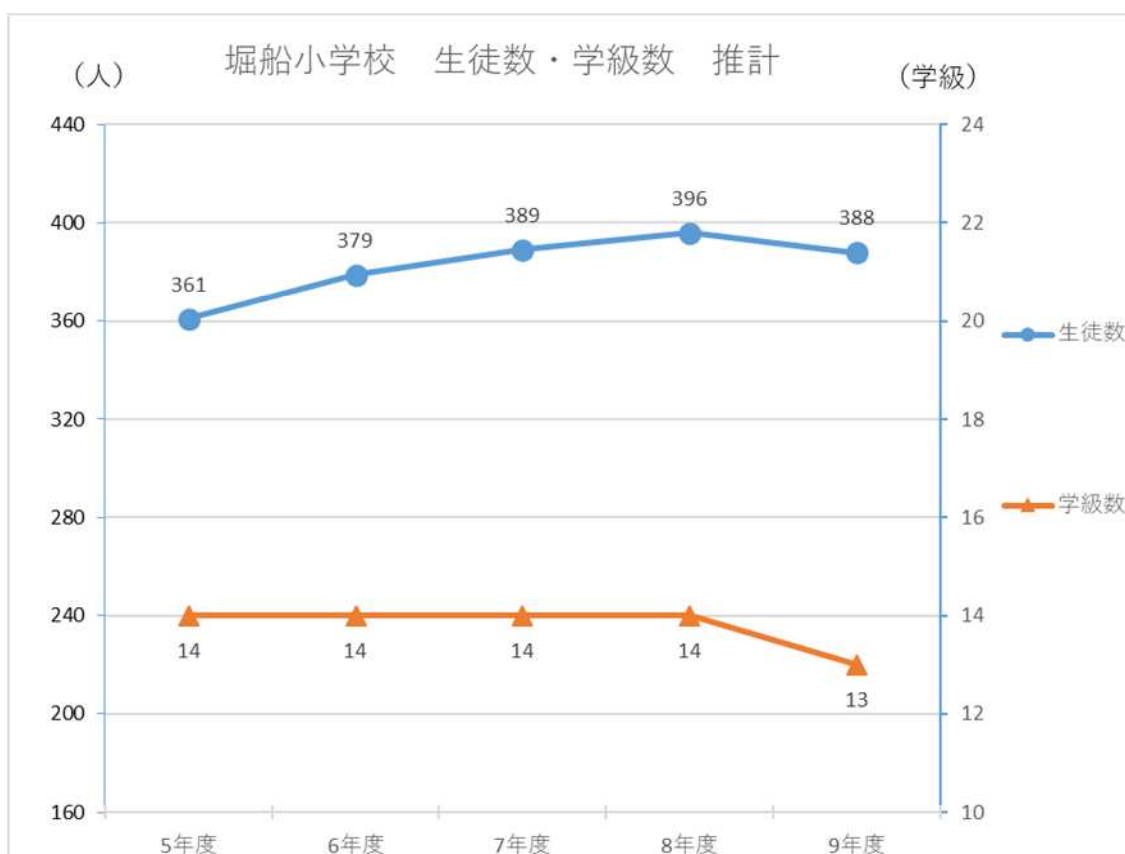
イ) 堀船小学校 生徒数及び学級数推計

令和	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
学年	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1年	78	3	72	3	63	2	70	2	49	2
2年	72	3	70	2	72	3	63	2	68	2
3年	53	2	74	3	69	2	71	3	62	2
4年	62	2	53	2	73	3	68	2	69	2
5年	51	2	60	2	53	2	73	3	68	2
6年	45	2	50	2	59	2	51	2	72	3
計	361	14	379	14	389	14	396	14	388	13

※令和5年度の数值は令和5年5月1日現在の実数。

令和6年度以降は令和4年度教育人口等推計（東京都教育庁）を基に作成。

※義務教育標準法の改正により、学級編成の標準を令和3年度（2年生）から5年かけて学年進行で35人に引き下げられる。



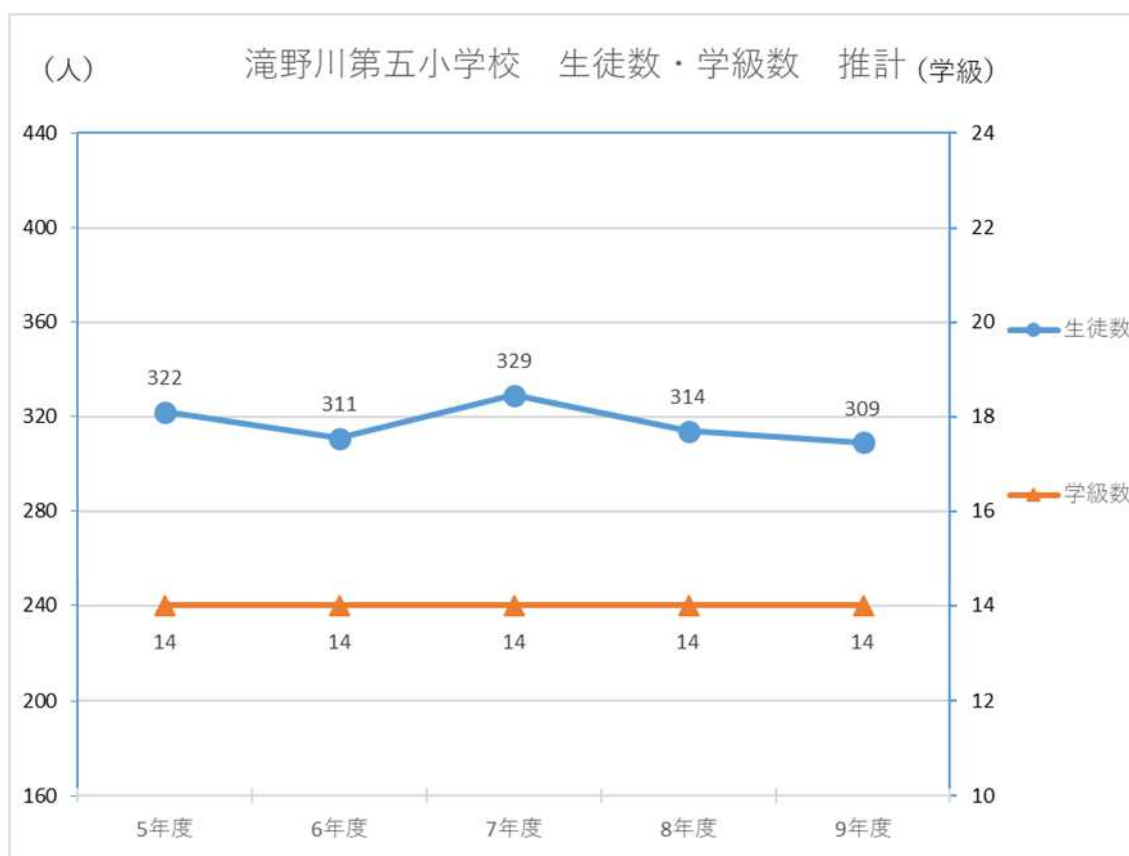
ウ) 滝野川第五小学校 生徒数及び学級数推計

令和	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1年	55	2	46	2	63	2	40	2	59	2
2年	38	2	51	2	45	2	63	2	41	2
3年	59	2	39	2	51	2	45	2	62	2
4年	57	2	63	2	40	2	51	2	45	2
5年	44	2	56	2	63	2	40	2	51	2
6年	55	2	45	2	56	2	64	2	40	2
計	308	12	300	12	318	12	303	12	298	12
特別支援学級	14	2	11	2	11	2	11	2	11	2
総計	322	14	311	14	329	14	314	14	309	14

※令和5年度の数值は令和5年5月1日現在の実数。

令和6年度以降は令和4年度教育人口等推計（東京都教育庁）を基に作成。

※義務教育標準法の改正により、学級編成の標準を令和3年度（2年生）から5年かけて学年進行で35人に引き下げられる。



(2) 堀船地域振興室

①設置目的

昭和22年4月に開設された旧出張所から、組織改正により、町会・自治会連合会等の地域団体の活動支援やその他コミュニティ活動推進のために必要な事業を推進する事務所として、平成13年4月に開設され、次の役割を担っている。

- (1) 町会・自治会連合会、北区青少年地区委員会、北区赤十字奉仕団に対する活動を支援する。
- (2) NPO・ボランティア活動を行う団体などに活動コーナー・会議室などの活動の場を提供する。
- (3) 「協働」の推進に向け、区民と区政のパイプ役としての役割を担う。
- (4) 地域情報の受信、発信を行い、地域活動の交流の場として、より良い地域づくり、コミュニティの活性化を図る。

②施設概要

- | | |
|-----------|--------------------------|
| (1) 所在地 | 北区堀船2丁目16番11号 |
| (2) 敷地面積 | 314.74㎡ |
| (3) 延床面積 | 353.28㎡ |
| (4) 施設構造 | 鉄筋コンクリート造3階建 |
| (5) 施設内容 | 事務室、会議室2(洋室2) |
| (6) 開設年月日 | 昭和48年4月16日 |
| (7) 建設年度 | 昭和47年 |
| (8) 併設施設 | なし 単独館 |
| (9) 開館時間 | 午前9時～午後5時 |
| (10) 休館日 | 年末年始(12月29日～1月3日)土・日曜、祝日 |
| (11) 職員体制 | 3人体制 |

③管内の現況

- | | |
|------------|---|
| (1) 管轄地域 | 堀船一丁目～四丁目 |
| (2) 世帯数・人口 | 6,141世帯 ・ 11,062人(令和5年5月1日現在) |
| (3) 管内町会名 | 堀船一丁目町会、堀船二丁目町会、堀船三丁目町会、堀船四丁目町会、堀船二丁目団地自治会、堀船三丁目団地自治会、堀船三丁目第二団地自治会、堀船四丁目団地自治会、公社堀船住宅自治会、公社堀船第二住宅自治会 |

④登録団体数

12団体（令和5年5月現在）

⑤利用状況

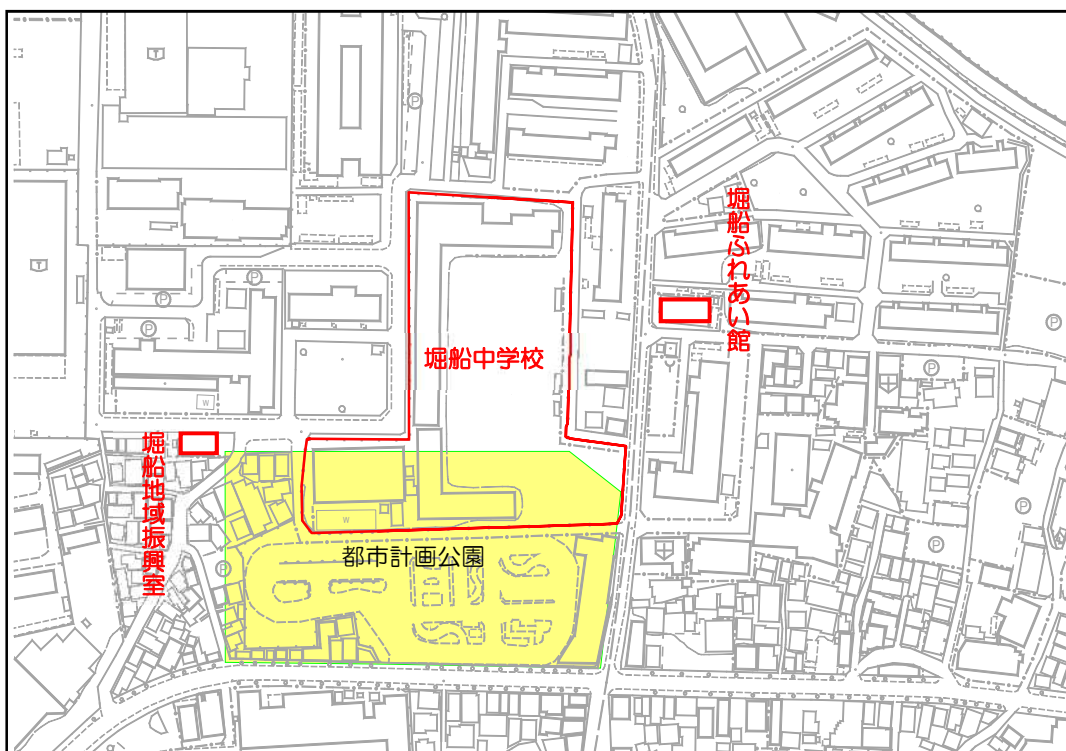
（会議室利用状況）

年度	回数	人数
令和4	21	264
令和3	8	109
令和2	28	297
令和元	43	803

（活動コーナー利用状況）

年度	回数	人数
令和4	362	386
令和3	243	267
令和2	260	288
令和元	353	365

⑥周辺地図



(3) 堀船ふれあい館

①設置目的

地域コミュニティ活動の拠点施設、また高齢者の娯楽・教養の向上の場として、ふれあい館を設置し、集会施設等の貸出しを行っている。ホールや和室などを備えて、各種会合や文化活動の場として利用する。

②施設概要

- (1) 所在地 北区堀船3丁目7番12号
- (2) 敷地面積 414.58㎡
- (3) 延床面積 497.71㎡
- (4) 施設構造 鉄筋コンクリート造2階建
- (5) 施設内容 1階 ホール：112.36㎡ A・B分割使用可能
(A：56.16㎡ B：56.20㎡)
事務室、倉庫
2階 和室（第1：16畳、第2：12畳、第3：8畳）
集会室（第1：23.40㎡、第2：17.55㎡）
- (6) 開設年月日 平成22年4月1日
- (7) 建設年度 昭和54年度
- (8) 併設施設 なし 単独館
- (9) 開館時間 午前9時～午後10時
- (10) 休館日 年末年始（12月29日～1月3日）
- (11) 職員体制 2人体制

③利用状況

(集会コーナー利用状況)

年度	和室				ホール				計			
	有料		無料		有料		無料		有料		無料	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
令和4	210	1,098	0	0	895	14,080	184	4,848	1,105	15,178	184	4,848
令和3	142	587	0	0	754	8,334	86	1,087	896	8,921	86	1,087
令和2	119	424	0	0	478	4,221	33	364	597	4,645	33	364
令和元	385	3,550	2	20	1,167	18,025	128	3,600	1,552	21,575	130	3,620

(高齢者福祉コーナー利用状況)

年度	利用者数	一日平均
令和4	320	1
令和3	235	1
令和2	182	1
令和元	2,038	6

(主な利用目的)

和 室：カラオケ、三味線、舞踏、太極拳、編み物、演技、朗読等

ホール：吹き矢、武術、ダンス、書道、空手、脳トレ、輪投げ、体操等

(4) 区民向け温水プール (パノラマプール十条台)

①設置目的

区民のスポーツ及びレクリエーション、その他社会教育の振興を図り、区民の心身の健全な発達に資することを目的に、個人及び団体利用を行っている。

②施設概要

- (1) 所在地 北区中十条1丁目5番6号
- (2) 敷地面積 7,924.80㎡ (学校敷地)
- (3) 延床面積 3,441.80㎡ (体育館部分含む)
- (4) 施設構造 鉄筋コンクリート造2階建、地下3階 (体育館との重層構造)
- (5) 施設内容 全天候型開閉式ドーム、プール25m×13m (6コース)、昇降式設備 (水深25cm～125cm)
- (6) 開設年月日 平成3年7月1日
- (7) 建築年度 平成3年6月7日
- (8) 開場時間 午前9時～午後9時、毎週水曜日団体貸出
- (9) 休 場 日 第3月曜日 (祝日の場合は翌日)、年末年始 (12月28日～1月4日)、その他 (設備保守点検期間、清掃日等)
- (10) 職員体制 指定管理者制度

③登録団体数

8団体 (令和5年5月現在)

④利用状況

(単位：人)

年度	個人利用	団体利用・区事業	小計 (A)	学校利用 (B)	合計 (A+B)
令和4	26,401	11,683	38,084	0	38,084
令和3	23,625	12,252	35,877	421	36,298
令和2	11,621	6,349	17,970	0	17,970
令和元	32,578	15,503	48,081	3,010	51,091

1-3 計画地周辺の状況

計画地周辺は、JR京浜東北線王子駅の北東約0.8km、東京さくらトラム梶原駅の北約0.7kmのところに位置している。

建設予定地の北側半分を囲むように都営住宅や公社住宅といった大規模住宅団地がある。南側は、都市計画公園（新堀船公園）に指定されており、学校敷地の南半分にも計画の網が掛かっている。周辺には、堀船小学校、堀船地域振興室、堀船ふれあい館、堀船南保育園があり、河川は石神井川と隅田川が流れている。



<凡例>

●	区役所	■	小・中学校	●	地区体育館
■	地域振興室 ふれあい館 区民センター	—	中学校通学区域	●	区立保育園 学童クラブ 子どもセンター
▲	備蓄倉庫 災害用給水所	—	区境	○	私立保育・幼稚園 認可保育園
■	高齢者在宅サ ビスセンター	■	都営住宅 機構・公社住宅	■	児童遊園 公園緑地

2 建築に関わる諸条件

2-1 敷地の現況

(1) 敷地状況

- ① 住居表示：堀船2丁目23番20号
- ② 敷地面積：12,260.72㎡
- ③ 土地所有：北区
- ④ 土地形状：逆T字型の形状で、南北は約140m、東西は約140mと約70m。

(2) 用途地域・地区等

- ① 用途地域：第一種住居地域
- ② 建ぺい率／容積率：60％／200％
- ③ 防火地域：準防火地域
- ④ 高度地区：第2種高度地区
- ⑤ 日影規制（高さ10mを超える建築物を対象とする）：

測定面	平均地盤面からの高さ	4m	
規制値	敷地境界線から5mを超え10m以内の範囲		4時間以上
	敷地境界線から10mを超える範囲		2.5時間以上
- ⑥ 都市計画公園：新堀船公園

(3) 隣地状況

- 北側：都営アパート
東側：都営アパート、区立保育園
南側：自動車教習所、都市計画公園に指定（校舎敷地の南半分にも計画の網が掛かっている。）
西側：民家、公社住宅、区立公園

(4) 交通状況

JR京浜東北線王子駅から直線で約0.8kmの位置にあり、通学距離は最大約1.4kmである。

(5) 接道状況、道路種別

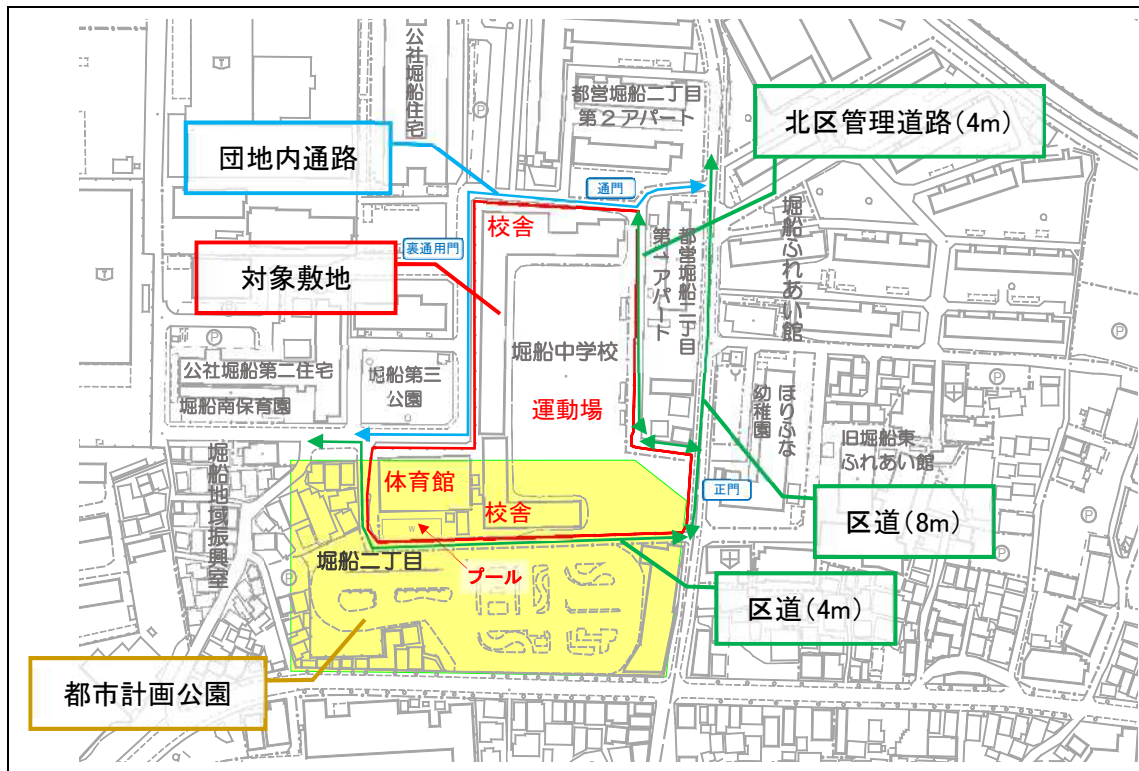
- 北側：団地内通路 幅員4～8m
東側：北区管理通路 堀船11号 幅員 4m（一部4m未満） 42条2項
特別区道 北1034号 幅員 8m 42条1項1号
南側：特別区道 北1295号 幅員 4m 42条1項1号

西側：団地内通路 幅員 8m
 特別区道 北1295号 幅員 4m

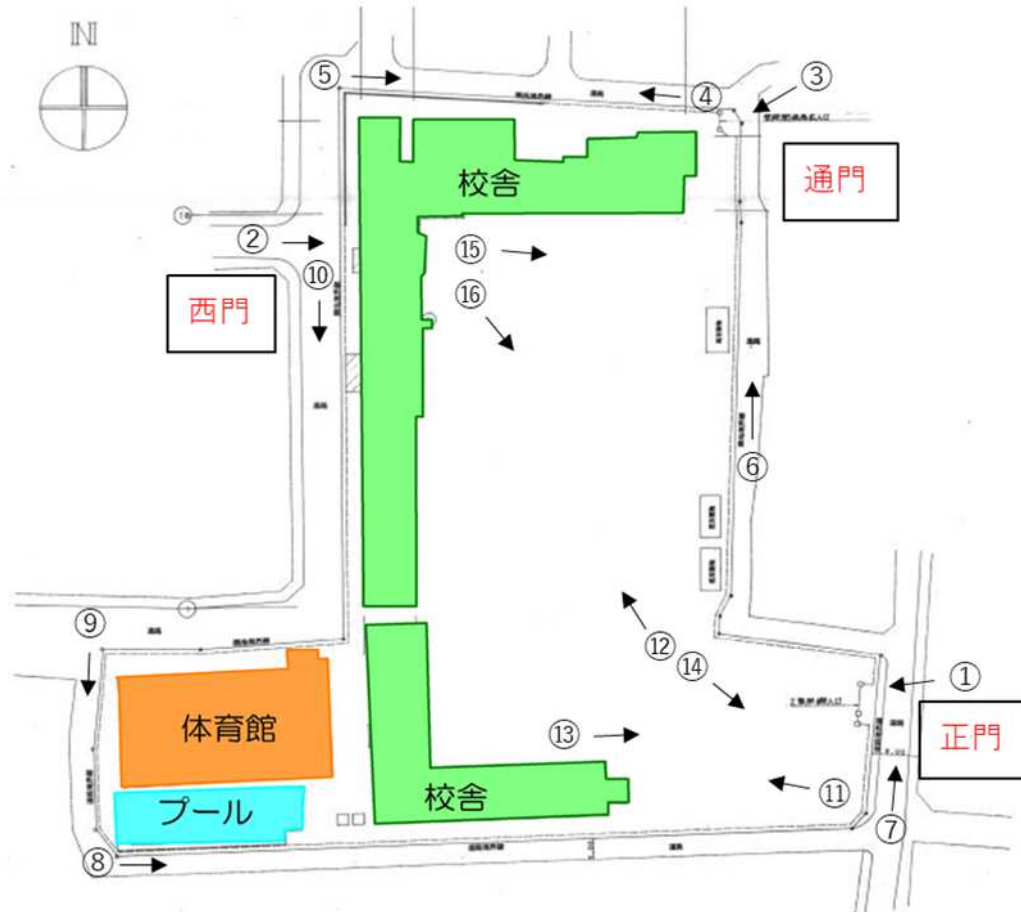
(6) 都市設備

排水 公共下水道供用区域
 ガス 東京ガス
 電力 東京エコサービス株式会社

(7) 対象敷地と周辺地域の状況



2-2 敷地の写真



※数字は次ページ以降の写真の撮影箇所を表す。

① 正門



②西門



③通門



④通門及び団地内通路（4m）



⑤団地内通路（8m）



⑥北区管理道路（4m）



⑦区道（8m）



⑧区道（4m）



⑨区道 (4m)



⑩団地内通路 (8m)



⑪校舎全景 (1/2)



⑫校舎全景 (2/2)



⑬運動場全景 (1/4)



⑭運動場全景 (2/4)



⑮運動場全景 (3/4)



⑯運動場全景 (4/4)



3 堀船中学校等複合化計画

3北教教施第2356号

令和4年3月2日区長決裁

堀船中学校等複合化計画

1. 複合化計画策定の意義

堀船中学校と他の公共施設との複合化が、同校生徒に高度で多様な教育機会を創出するとともに、生涯スポーツの推進や、地域の振興・活性化にも貢献する拠点として形成することを期待し、施設整備後の管理運営時までを見据えた複合施設建設に係る計画・設計上の留意事項をまとめる。

2. 複合施設の概要

(1) 建設場所

堀船 2-23-20 (現堀船中学校敷地：12,260.72 m²区有地)

(2) 複合施設を形成する施設 (括弧内は現位置と施設規模)

①堀船中学校 (堀船 2-23-20：7,533.24 m²)

②堀船地域振興室 (堀船 2-16-11：353.28 m²)

③堀船ふれあい館 (堀船 3-7-12：497.71 m²)

④十条台小学校温水プール (中十条 1-5-6：1,435.81 m²)

合計4施設 計 9,820.04 m²

3. 複合化の目的 (期待する効果)

複合施設の計画段階からの区民参画を通じて、学校と地域が連携して学校や地域の課題を共有し、その解決に向けて共に検討することにより、質の高い学校教育環境を実現するとともに、「開かれた学校づくり」を一層推進する。

あわせて、区民向け温水プールや地域振興室、ふれあい館の施設の整備を通じた地域の新たな活動拠点の整備を図り、地域振興・活性化につなげていく。

(1) 施設の多機能化による「地域の拠点」施設づくり

学校と、区民向け温水プール、地域振興室、ふれあい館を単に併設する複合化に止まらず、複合施設の各施設間で共用し合う等、施設の「多機能化」を図り、地域の拠点施設として整備する。

(2) 「生涯スポーツの拠点」づくり

学校と区民向け温水プール（社会体育施設）との複合施設となるため、生徒の「学びの場」としてだけでなく、競技スポーツをはじめ、健康増進、レクリエーションなどの運動の振興を図り、区民の心身の健全な発達に資する生涯スポーツ推進の拠点施設とする。競技大会等の開催やバリアフリーに配慮した施設とする。

また、学校体育館は、地区体育館としての開放を想定した整備を行う。

(3) 「地域の防災拠点」としての整備

災害時には、避難所となる学校が、地域の防災活動の拠点となる「地区防災会議地区本部（地域振興室）」と、福祉避難所（補完型）ともなる「ふれあい館」を併設することで、地域の防災拠点として充実した機能を備える。複合施設の各施設の防災機能を連携配置し、平時の利用のしやすさとともに、災害時に機能を発揮する施設とする。

(4) 地域のきずなを深める「特色ある学校づくり」

同一建物に複数の施設が併設している関係性を生かし、ボランティア等の体験機会など、学校と他の施設間（生徒と施設利用者間）との交流機会を創出し、地域の中に学校があり、生徒自らもその一員として貢献していることや、地域の多様な世代とのつながり、きずなが実感できる「特色ある学校づくり」を進める。

(5) 「北区公共施設再配置方針」の実践

学校の改築に合わせ周辺の公共施設を集約化・複合化することで、効率的な公共施設の更新を図る。

4. 複合施設の整備方針

前記3の複合化の目的を果たすため、複合施設の整備にあたり、施設の多機能化、高機能化、共用化・集約化等を進め、効率的・効果的な公共施設の更新となるよう、より具体的な事項として以下を実現することとを基本とする。

(1) 複合施設の計画総床面積

11,000㎡未満

※設計事業者を選定するプロポーザルにおいて、学校施設の多機能化や施設・設備の共用・共有の提案を募り、各施設の事業実施に支障のない範囲で最大限採り入れ、住民サービスの向上や、一層の総床面積（事業費）の縮小を図る。

(2) 施設の多機能化・共用について

■区民向け温水プールについて

- ・学校専用のプール関係諸室（更衣室、機械室、トイレ等）を原則設置しないこととし、その機能は区民向け温水プールと共用する。
- ・生徒が授業で区民向け温水プールを利用する際の生徒の安全面・防犯面や、他の施設利用者の利用面に配慮した動線計画とする。

■特別教室の地域開放について

- ・特別教室、ランチルーム等は学校が使用しない時間帯（夜間や休日等）には積極的に地域開放できるよう、開放施設利用者が立ち入るべきエリアでない学校の管理諸室、普通教室等とのセキュリティ区画の設定などに配慮した動線計画とする。

■各施設共通

- ・学校の地域開放スペースや体育館開放、地域振興室、ふれあい館、区民向け温水プールの諸室の共用や、利用・管理動線の最適化を意識した配置とする。

5. 計画事業期間

令和4～8年度（令和9年4月開設予定）

4 施設構想

4-1 施設構想の考え方

本施設は、「堀船中学校等複合化計画」（令和4年3月2日策定）に基づき、「堀船中学校」「堀船地域振興室」「堀船ふれあい館」「区民向け温水プール」の複合施設として建設する。

整備にあたっては、柔軟で創造的な学習空間等、新しい時代の学びにも対応した、質の高い学校教育環境を実現するとともに、複合施設の各施設を通じて、施設の多機能化・高機能化や、防災機能の充実を図り、地域の新たな活動拠点、防災拠点となる施設を目指す。

4-2 整備コンセプト

《整備コンセプト》

のびのび学び 夢を育む 光あふれる^{まな}学び舎^や
～地域・伝統・未来をつなぐ～

《整備コンセプトの主旨》

生徒がのびのびと学び、夢を育むことができるよう、充実した教育環境を整備するとともに、堀船中学校校歌の歌詞「光あつめて」のフレーズから着想を得て、生徒が毎日通いたくなるような明るく希望に満ちた学校として、また、学校とのつながりが強く、伝統と歴史のある地域性に注目し、複合施設という地域の新たな活動拠点として整備することで、学校が地域とつながり、伝統をつなぎ、堀船地域の光あふれる未来に向けて、地域に貢献する施設整備を行う。

4-3 整備方針

① <学校> 生徒を育む

生徒が主体的・協働的に学べる環境と、柔軟で創造的な学習空間等、新しい時代の学びにも対応した施設整備を行う。オープンスペースと連携して多目的な活動に対応できる学習空間、生徒が自主的に集まり学びの中心となる学校図書館、広々としたグラウンド等、充実した学習・運動環境を整備する。

また、学校は学びの場であり、生活の場でもあるため、生徒が安全、安心、快適に過ごすことができる施設として整備する。

■多様な学びに対応できる学習空間

普通教室のある各階には、オープンスペースと一体的に活用できる多目的室と少人数教室を設け、多様な活動に柔軟に対応できる学習空間を整備する。

■学びの中心となる学校図書館

学校図書館を学びの中心地として捉え、グループ学習や発表ができる設えや ICT 環境、放送スタジオを併設し、読書・学習・情報のセンターとして整備する。また、生徒が学びたい、調べたいと感じた時、どの教室からでも容易にアクセスできるよう学校の中心に配置し、自主的・自発的な学びを促進する。

■広く充実した運動施設

生徒がのびのびと体を動かすことができるよう、以下の三点を重点的に整備する。

- ①人工芝の広いグラウンドを整備する。メイングラウンドと隣り合うサブグラウンドがあり、合計面積は約5,400㎡を確保し、100m直走路や150mトラック、各種競技ラインを整備する。
- ②地区体育館として整備し、部活動や大会にも対応できる環境を整える。
- ③複合施設のメリットを活かし、水泳の授業は屋内の区民向け温水プールを利用する。季節や天候に左右されず計画的に利用することができる。

■生活の場としての快適な空間

生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、生徒と施設利用者の動線を明確に区画する。また、幅の広い開放的な階段を効果的に配置することで外の光や風

を取り込むとともに、生徒の上下階への円滑な動線を確保する。敷地の周囲には緑豊かな歩道状空を整備し、心地の良い生活空間とする。

② <地域> 人が集い、地域をつなぐ

誰もが利用しやすい地域の新たな活動拠点として整備するとともに、区民向け温水プールを中心とした生涯スポーツ推進の拠点として整備することで、様々な世代、多くの人が集まり、利用者同士の交流や地域の活性化の促進を図る。

■誰もが利用しやすい複合施設

バリアフリー対応、エレベーター2台の設置、わかりやすい施設配置やサイン計画等、ユニバーサルデザインを取り入れることで、誰もが利用しやすい施設として整備する。

■生涯スポーツ推進の拠点づくり

区民向け温水プールや地区体育館を活用し、健康増進等のスポーツの振興に寄与する拠点として整備する。

③ <伝統> 伝統をつなぐ

堀船地域の伝統的な赤レンガは、官庁や大工場、鉄道等に使用され、建築の近代化に貢献した歴史がある。また、堀船中学校創立60周年記念として協賛金により寄贈された記念門は赤レンガで作成されたため、「赤レンガ門」という愛称で呼ばれている。

■赤レンガを活かした施設づくり

堀船中学校等複合施設の整備にあたっては、新しい校舎に「赤レンガ門」を継承するとともに、人が集まる場所や活動空間にも赤レンガを用いることで、堀船地域の伝統と歴史を感じることができる施設を目指す。

④ <未来> 未来をつなぐ

近隣河川の氾濫の恐れがある堀船地域は、地域住民の防災意識も高く、安心と安全を守る防災拠点の整備が求められているため、防災機能の充実を図り、災害時に力を発揮することができる施設計画とする。

また、省エネルギーの促進や自然エネルギーの活用等、環境に配慮した施設計画とすることで、防災拠点と環境配慮の両面から、未来につながる施設として整備する。

■複合施設のメリットを活かした地域の防災拠点

地域の防災活動の拠点となる「地区防災会議地区本部（地域振興室）」と、福祉避難所（補完型）ともなる「ふれあい館」が併設される利点を活かし、充実した機能を備えた地域の防災拠点として整備する。

■災害に備えた整備

体育館は2階に配置し、防災備蓄倉庫は体育館に隣接して設ける。災害時の動線を考慮し、かまどベンチとマンホールトイレは体育館の近くに配置する。

また、外部から二階への直通階段を二か所、外部から屋上への直通階段を一か所整備することで、災害時の速やかな避難を可能とする。

■環境に配慮した施設整備

屋上緑化による熱負荷の低減や、全館 LED 照明の採用、効率的な変圧器の導入等の省エネルギーの促進と、雨水再利用による資源の活用、太陽光発電による自然エネルギーの活用、緑化の推進等、環境教育にも寄与する施設整備を行う。

5 施設計画

施設計画は「北区立小・中学校整備方針（令和元年6月）」、「東京都北区立堀船中学校等複合施設新築概要（令和4年3月）」を基本的な考え方とする。

堀船中学校等複合施設の整備にあたり、各施設構成において、特に配慮すべきと考える点について以下に示す。

5-1 施設ブロックの構成

1 学校ブロック

(1) 普通教室ブロック

① 普通教室

生徒の学習・生活の場所であり、明るく居心地のよい空間として計画する。教室配置は1学年1フロアとし、東向きに配置することで良好な採光・通風を確保する。

② 多目的室・少人数教室

普通教室と同じフロアに配置することで、学年の活動の場として使用するほか、将来の学級数の増加に対応する。

③ 学年オープンスペース

普通教室と一体的に活用することで、多様な学習活動に対応できる計画とする。

(2) 特別教室ブロック

① 特別教室

普通教室を3～5階の南側ゾーン、特別教室を3～5階の北側ゾーン及び6階にゾーニングすることで、わかりやすく利用しやすい配置とする。併せて、地域開放時のセキュリティ区分、生徒と施設利用者の動線を明確にすることができる。

② 多目的室

5階の多目的室はランチルームとして活用するとともに、学習活動や学年集会、地域開放等、多様な利用が可能なものとする。

③ 特別教科オープンスペース

教科横断的な学びが可能な計画とする。実験や制作、演奏等、床や空間を幅広く活用し、発展的・応用的な学習や体験の促進を図る。

(3) 特別支援教育ブロック

① 特別支援学級

通常学級の生徒と自然に交流できるよう、同じフロアに配置する。外部にはテラスを設け、植物栽培や作業学習等、様々な活動に活用できる計画とする。

② 特別支援教室

個別指導や少人数教育など個々のニーズに応じた支援のできる落ち着いた環境とするため、1階保健室の隣に配置し、動線に配慮する。

(4) 体育施設ブロック

① 体育館、武道場

地域開放時には、地域施設と共通の出入口を利用することにより、管理区分が明確な計画とする。

② スポーツオープンスペース

スポーツに関する情報発信・展示空間として使用するとともに、将来スポーツに関わる仕事を志すきっかけづくりの一助となる、生徒の夢を育む場所を目指す。

(5) 管理諸室ブロック

① 管理部門

職員室をはじめとした管理諸室は、防犯・防災上の観点から、グラウンドや学校全体の状況が把握できる位置に配置する。2階の職員室からは、外部階段を通じてグラウンドへ直接アクセスすることができる。

② 保健室

グラウンドとの連携を配慮した配置とする。

(6) 給食室ブロック

① 給食室

搬入専用の出入口を設ける。また、給食室内に専用の小荷物昇降機を設け、衛生面に配慮した計画とする。

② 配膳室

給食を効率的かつ安全に運搬、保管するため、各階に配膳室を配置する。

(7) その他

- ① 災害時の防災拠点としての機能が十分発揮できるよう、備蓄倉庫や資機材倉庫等その他必要な設備を配置する。
- ② エレベーターの設置やバリアフリートイレ等、ユニバーサルデザインの学校づくりを行う。
- ③ 太陽光発電（30kw）をはじめとした自然エネルギーの利用や自然との共生等、地球環境に配慮した施設づくりを行うとともに、環境教育での活用ができるように計画する。

2 地域施設ブロック

(1) 区民向け温水プール

北側に配置することで学校とのセキュリティ区画を明確にするとともに、生徒が水泳の授業で使用する際は、学校からのスムーズな移動が可能な配置計画とする。可動床を採用することで、競泳からレクリエーションまで、多様な活動に対応することができる。また、幼児用プールを整備する。

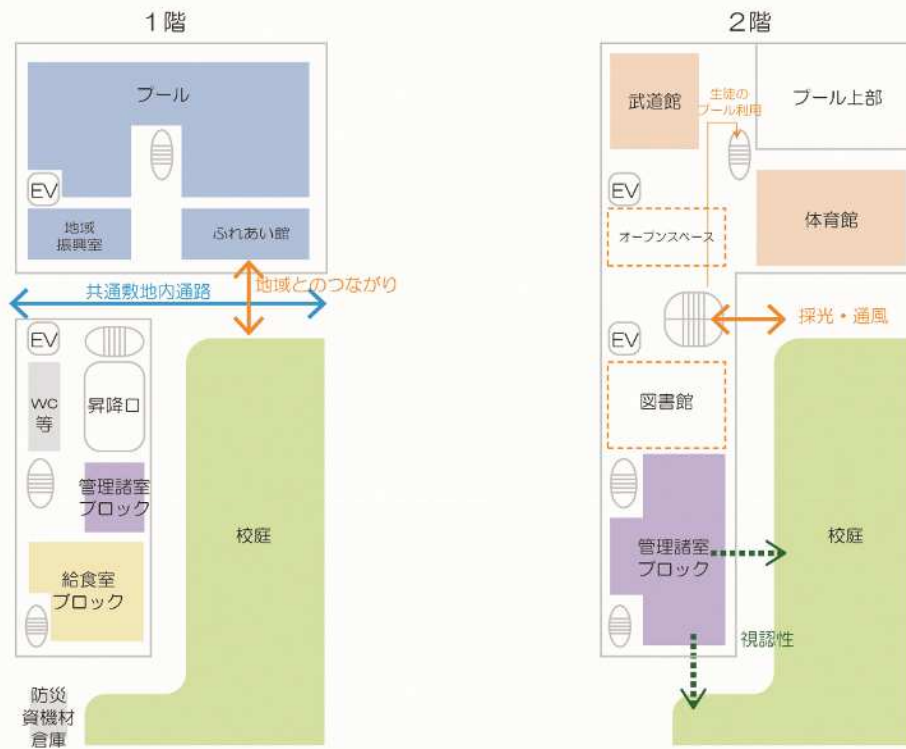
(2) 地域振興室、ふれあい館

ホールや貸室は共通敷地内通路に面しており、室内の活動を外部からも感じることができるため、多くの人が集まる地域の拠点施設であることが実感できる。また、各室には間仕切りを設け、多様な活動に対応することができる計画とする。

(3) 共通

地域施設の顔となるエントランスは広々とした空間に整備するとともに、区民向け温水プールとふれあい館で事務室を共用することで、効率的な平面計画とする。

□施設構成のイメージ



普通教室エリア（3～5階）



特別教室エリア（6階）



5-2 施設構成及び規模

学校施設については、1-2(1)④の生徒数の推計で示された生徒数及び学級数(令和8年度・258名・8学級)より施設規模を設定する。

施設内容及び規模は次のとおりである。なお、「北区立小・中学校整備方針」と数値が異なる場合は、本表を優先する。

◆：教室転用を検討する諸室

学校施設	教室・スペース	新築概要			計画案	
		部屋数	規模 72 m ² =1 (*64 m ² =1)	面積 (m ²)	部屋数	面積 (m ²)
普通教室	普通教室	12	12	864	12	864
	少人数教室	3	3	216	3	216
多目的スペース	多目的スペース◆	5	5	360	5	369
特別支援	特別支援教室	1	1	72	1	72
	特別支援学級	2 (0.5 × 4)	2.5	180	2	180
特別教室	第一理科室・準備室	1	2.5	180	1	175
	第二理科室	1	1.5	108	1	104
	美術室・準備室	1	2.5	180	1	145
	音楽室・準備室	1	2.5	180	1	162
	技術室・準備室	1	2.5	180	1	176
	家庭科室・準備室	1	4	288	1	185
	学校図書館	1	2.5	180	1	225
	和室◆	1	1	72	1	81
体育施設	体育館(地区体育館)	1	14.75*	944	1	1,009
	武道場	1	4.25*	272	1	272
	屋外体育倉庫	1	0.75*	48	1	50

学校施設	教室・スペース	新築概要			計画案	
		部屋数	規模 72 m ² =1 (*64 m ² =1)	面積 (m ²)	部屋数	面積 (m ²)
管理諸室	職員室・事務室	2	3.5*	244	1	240
	校長室	1	0.5*	32	1	35
	保健室	1	1.25*	80	1	82
	管理室	1	0.5*	32	1	26
	更衣室・休憩コーナー (職員用)	1	1*	64	1	33
	印刷室	1	0.5*	32	1	30
	倉庫	2	2*	128	5	92
	会議室◆	1	1	72	1	70
	カウンセリング室	1	0.5*	32	1	33
	教育相談室・進路相談室	1	0.5*	32	1	24
	職員用トイレ	1	0.5*	32	1	35
その他	生徒会室	1	0.5*	32	1	37
	更衣室(生徒用)	1	1	72	1	61
	放送室	1	0.5*	32	1	33
	教材室	3	1.5*	96	3	118
	小会議室	1	0.5*	32	1	34
給食	調理室等	1	5.25*	336	1	322
	配膳室	調理室階を 除く 各階	1*	64	4	47

学校施設	教室・スペース	新築概要			計画案	
		部屋数	規模 72 m ² =1 (*64 m ² =1)	面積 (m ²)	部屋数	面積 (m ²)
共用部分	昇降口	—	2*	128	—	105
	エレベーター	1	0.5*	32	2	114
	トイレ、廊下、階段、電気機械設備スペース等 (学校全体規模の25%)	—	31.25*	2,000	—	3,006
防災	防災備蓄倉庫	1	1*	64	1	84
	防災資機材倉庫	1	0.5*	32	1	38
学校施設規模合計			119.5	8,000	—	8,906

複合施設	各室・スペース	新築概要		計画案	
		部屋数	規模	部屋数	規模
区民向け 温水プール	プール（一般、幼児用）、男女更衣室・シャワーWC・洗浄、WC、多目的トイレ・更衣室（車いす対応）、器具庫、ホールラウンジ、事務室、監視室、救護室、採暖室、倉庫、機械室、会議室、見学ロビー、共用部他	—	2,000 m ²	—	1,932 m ²
地域振興室 ふれあい館	事務室、会議室、和室、ホール、共用部	—	670 m ²	—	618 m ²
複合施設規模合計			2,670 m ²	—	2,550 m ²
施設規模総計			10,670 m ²		11,456 m ²

- ※普通教室、特別教室、会議室及び更衣室（生徒用）の面積は $8\text{m} \times 9\text{m} = 72\text{m}^2$ として、 $72\text{m}^2 = 1$ を規模の単位とした。
- ※その他各室の面積は $8\text{m} \times 8\text{m} = 64\text{m}^2$ として、 $64\text{m}^2 = 1$ を規模の単位とした（上記規模欄にて*を表記）。
- ※各施設規模及び所要室はおおよその目安であり、実施設計終了時において最終的に決定する。
- ※区民向け温水プールについては、日本水泳連盟プール公認規則「公称25m競泳プール」の一般プールの要件を満たすとともに、幼児用プールを整備する。また、大会運営の可能な施設とする。

5-3 関係法令等

(1) 北区の関係条例・規則・指導要綱等

- 東京都北区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例
- 東京都北区景観づくり条例
 - 北区景観づくり計画
- 東京都北区文化財保護条例
- 東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例
 - 東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則
 - 東京都北区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準
 - 東京都北区事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準
 - 集合住宅等の建設における資源保管場所の設置等に関する指導要綱
- 東京都北区みどりの条例
 - 東京都北区みどりの条例施行規則
- 東京都北区プールに関する条例
- 北区居住環境整備指導要綱
- 東京都北区建築物の解体工事計画の事前周知に関する指導要綱
- 雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱
- 北区の共同住宅等に関する福祉のまちづくり整備要綱・整備基準
- 東京都北区水道法施行細則（専用水道の布設工事の確認申請）
- 東京都北区食品衛生法施行細則（営業許可申請）
- 東京都北区健康増進法施行細則（給食開始届）
- 東京都北区建築基準法施行細則
- 北区自転車駐車場の設置等に関する指導要綱

(2) その他関連する条例等

東京都駐車場条例

東京都福祉のまちづくり条例

東京都建築安全条例

東京都における自然の保護と回復に関する条例

東京都文化財保護条例

高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（東京都建築物バリアフリー条例）

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例

水の有効利用促進要綱

(3) 主な北区の関係計画等

「東京都北区 GIGA スクール構想」の基本的な考え方

東京都北区地域防災計画

北区地域危険度一覧表

東京都北区 大規模水害を想定した避難行動の基本指針

東京都北区洪水ハザードマップ～荒川が氾濫した場合～

東京都北区洪水ハザードマップ～隅田川・新河岸川・神田川が氾濫した場合～

東京都北区洪水ハザードマップ～石神井川が氾濫した場合～

第三次北区特別支援教育推進計画